

# 電気通信事業法施行規則等の一部改正について —音声伝送携帯電話番号の指定条件緩和—

---

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部

- 現在、電気通信番号計画(令和元年総務省告示第6号)においては、音声伝送携帯電話番号の指定を受けることができる電気通信事業者をMNO※<sup>1</sup>のみに限定している。
- MVNO※<sup>2</sup>による多様な付加価値サービスの創出・提供を実現するため、令和3年12月8日付け情報通信審議会答申「デジタル社会における多様なサービスの創出に向けた電気通信番号制度の在り方」における方向性を踏まえ、MVNOに音声伝送携帯電話番号の指定ができるよう制度改正を行う。

## 制度の現状

### ■総務大臣

電気通信番号計画 (番号の使用条件等)

標準電気通信番号使用計画

MNO等が該当

指定

認定

認定

みなし認定

### ■事業者

番号の指定を受ける事業者

番号

電気通信  
番号使用計画

番号の卸提供

再販事業者(MVNO)等が該当

番号の指定を受けない事業者

電気通信番号使用計画

番号の使用形態が卸元と異なる

(標準電気通信番号使用計画と同一の)  
電気通信番号使用計画

番号の使用形態が卸元と同じ

※1 MNO (**M**obile **N**etwork **O**perator)  
無線局を自ら開設・運用して移動通信サービスを提供する電気通信事業者

※2 MVNO(**M**obile **V**irtual **N**etwork **O**perator)  
自ら無線局を開設・運用せず、MNOの提供する移動通信サービスを利用して、移動通信サービスを提供する電気通信事業者

### ■利用者

利用者

利用者

利用者

# (参考) 主な電気通信番号

電気通信番号の種別		電気通信番号の構成	代表的な使用事例・用途等
利用者設備識別番号	固定電話番号	0 <u>A B C D E</u> F G H J	—
	付加的役務電話番号	0 <u>A B 0 D E F</u> G H J (K) (ABは12,17,18,57,80(Kあり),99。)	0120 (着信課金) 0570 (統一番号)
	データ伝送携帯電話番号	0 2 0 0 <u>D E F G H</u> J K L M N 0 2 0 <u>C D E F</u> G H J K (Cは0,4を除く。)	—
	音声伝送携帯電話番号	0 7 0 <u>C D E F</u> G H J K 0 8 0 <u>C D E F</u> G H J K 0 9 0 <u>C D E F</u> G H J K (Cは0を除く。)	—
	特定IP電話番号	0 5 0 <u>C D E F</u> G H J K (Cは0を除く。)	—
	IMS I	4 4 0 <u>D E</u> …(15桁) 4 4 1 <u>D E F</u> …(15桁)	International Mobile Subscriber Identity 電気通信回線設備に接続された端末設備を識別するための番号であり、加入者識別に使用される。
事業者設備等識別番号	事業者設備識別番号	0 0 <u>X Y</u> / 0 0 2 <u>Y Z</u> (Xは0,2,9を除く。)	電気通信事業者の電気通信設備を識別するための番号であり、中継ルーティングに使用される。
		0 0 9 1 <u>X Y</u>	
	付加的役務識別番号	1 <u>X Y</u> (3桁以上)	117 (時報) 177 (天気予報)
	緊急通報番号	1 1 0 / 1 1 8 / 1 1 9	警察機関、海上保安機関又は消防機関への緊急通報に使用される。
	プレフィックス	0 / 0 1 0	0 (国内) 010 (国際)

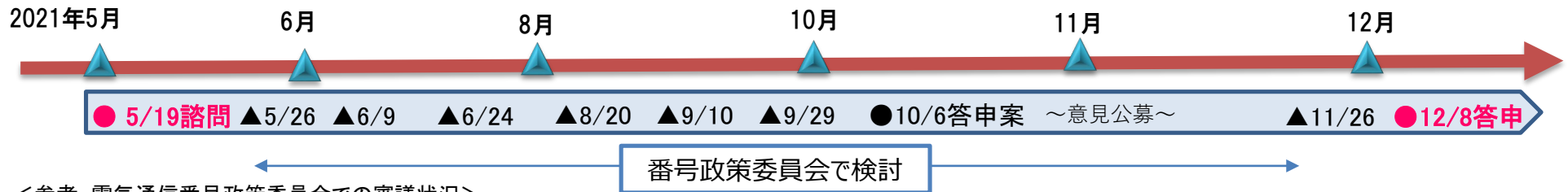
< 諮問名 >

デジタル社会における多様なサービスの創出に向けた電気通信番号制度の在り方

< 検討課題 >

- **音声伝送携帯電話番号 (090/080/070※)の指定の在り方等の検討** ※現在MNOのみに指定
  - ・MVNO等への番号指定の可否の検討
  - ・MVNO等への番号指定の条件の検討
  - ・上記に関連した検討 (MVNO等への番号の指定単位、音声伝送携帯電話番号の060番号への拡大、020番号の指定の条件等)
- **固定電話番号を使用した電話転送役務の在り方の検討 (H30情通審答申のフォローアップ)**
  - ・電話転送サービスを巡る現状と今後の動向の整理
  - ・電話転送サービスの番号使用条件の見直し・明確化等の検討
  - ・不適正な利用実態等を踏まえた今後の電気通信番号制度の在り方

< スケジュール >



< 参考 電気通信番号政策委員会での審議状況 >

- ・審議開始 5/26
- ・関係者ヒアリング① 6/9 MVNO委員会、日本通信、CATV連盟、HISモバイル、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル、NTT東西
- ・関係者ヒアリング② 6/24 日本ユニファイド通信事業者協会 (JUSA)、KDDI、ソフトバンク、NTTコミュニケーションズ、まほろば工房、三通テレコム、マイクロソフト
- ・論点整理① 8/20 音声伝送携帯電話番号 (090/080/070)の指定の在り方等の検討
- ・論点整理② 9/10 固定電話番号を使用した電話転送役務の在り方の検討
- ・報告書案 9/29
- ・意見公募結果の反映 11/26

- MVNOへの電気通信番号の指定条件は、MNOに課せられている条件と原則同等とする。
  - ✓ 緊急通報については、MNO等のネットワークを介した提供も認める。
  - ✓ 「携帯電話の基地局の免許等を受けていること」の条件の代替として、ホストMNOとの連携を求めるとともに、音声呼の制御や加入者情報の管理・認証に必要な設備の設置及びIMSI(国際移動体加入者識別番号)の指定を受けることを新たに求める。
  - ✓ 電気通信事業法の技術基準(事業用電気通信設備規則)の適用を受けない場合にあっては、番号指定後に当該技術基準の適用を受けることを前提に、当該技術基準への適合性を確認していることを必要条件として求める。

#### <音声伝送携帯番号に係る番号指定事業者の使用条件における改正事項>

	現行の条件	改正の有無	主なポイント
緊急通報	利用者が緊急通報を行うことが可能であること。	無	・提供エリアの全部又は一部において、ホストMNO/MVNO間での協議を通じホストMNO等のネットワークを介した緊急通報の実現も認める。
番号ポータビリティ	事業者相互間で番号ポータビリティが可能であること。	無	—
携帯電話の基地局免許	携帯電話又はPHSの基地局の免許等を受けていること。	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条件を「携帯電話若しくはPHSの基地局の免許等を受けていること又はホストMNOと連携し、役務提供できること」に改める。</li> <li>・音声呼の制御に必要な設備(IMS又はこれに相当する設備)の設置を新たな条件として求める。</li> <li>・加入者情報の管理・認証に必要な設備(HLR/HSS又はこれに相当する設備)を設置するとともに、IMSI(国際移動体加入者識別番号)の指定を受けることを新たな条件として求める。</li> </ul>
技術基準への適合性	事業の用に供する電気通信設備が電気通信事業法上の技術基準の適用を受けるものであるとともに、当該技術基準への適合性を確認していること。	有	・電気通信事業法上の技術基準の適用を受けない場合にあっては、番号指定後に当該技術基準の適用を受けることを前提として、当該技術基準への適合性を確認していることを必要条件として求める。
他事業者との接続	網間信号接続を行うこと。	無	—

#### <その他の改正事項>

- ・ MVNOに対しての指定を想定し、音声伝送携帯電話番号の指定単位を現在の10万単位に加え1万単位でも可能とする。
- ・ データ伝送携帯番号の指定の条件に関し、「基地局の免許等を受けていること」の代替として「音声伝送携帯電話番号の指定を受けていること」を追加する。

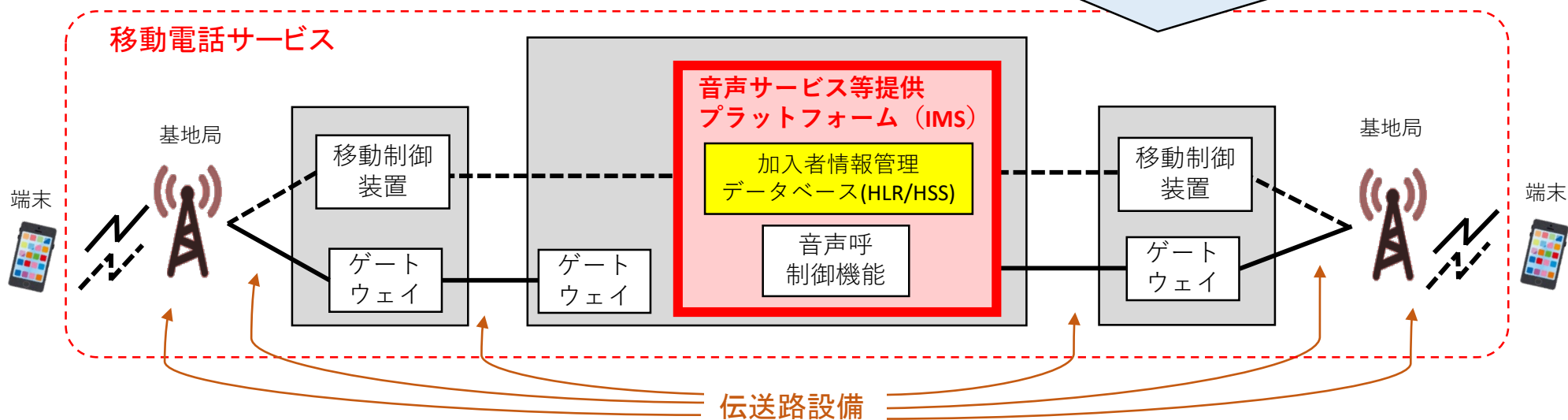
IMS(IP Multimedia Subsystem): VoIPによる電話、音声、映像の送受信を含むマルチメディアサービスの提供基盤

HLR/HSS(Home Location Register / Home Subscriber Server): 携帯電話番号、端末の所在地、顧客の契約状況といった顧客情報を管理するデータベース

- 電気通信事業法では、利用者と利用者との間をつなぐ伝送路設備(携帯電話網の無線区間を構成する設備を含む。)を電気通信役務の確実かつ安定的な提供のために重要視すべき設備と捉え、伝送路設備を含む電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備)を設置する電気通信事業者(回線設置事業者)に対し、電気通信事業の用に供する電気通信設備について技術基準への適合維持義務を課している。
- 回線設置事業者に対し、技術基準として損壊・故障対策や他者設備の損傷防止等を求めることで、電気通信役務の確実かつ安定的な提供の確保が図られている。
- MNOは回線設置事業者に該当するため技術基準が適用されるが、MVNOは基本的には回線設置事業者には該当しないことから技術基準が適用されない。

## 技術基準の適用対象イメージ (携帯電話サービスの場合)

電気通信回線設備(伝送路設備+伝送路設備と一体として設置される設備)の設置者に技術基準が課せられる。



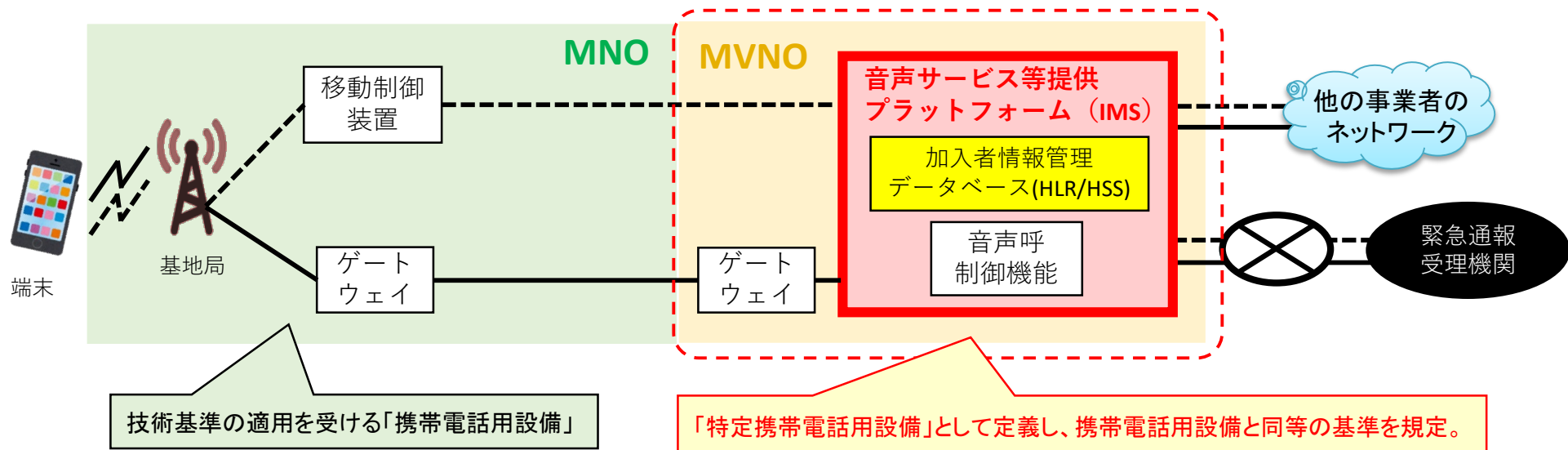
## 「電気通信事業法施行規則」改正の主なポイント

- 技術基準(事業用電気通信設備規則)の適用を受ける条件として定められている「内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務」について、「音声伝送携帯電話番号の指定を受けて提供される電気通信役務」を追加。【施行規則第27条の2の2】

## 「事業用電気通信設備規則」改正の主なポイント

- 音声伝送番号の指定を受けるMVNOの電気通信回線設備以外の設備を「特定携帯電話用設備」として定義【設備規則第3条第7号の2】し、携帯電話用設備と同等の基準を規定。

## MVNOが音声伝送携帯電話番号の指定を受ける場合のネットワーク構成イメージ



- 総務省では、情報通信ネットワーク全体から見た対策項目について網羅的に整理・検討を行い、ハードウェア及びソフトウェアに備えるべき機能やシステムの維持・運用に係る留意点等を総合的に取り入れた安全・信頼性に関する推奨基準(ガイドライン)として、「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」(以下「安全・信頼性基準」という。)を策定。
- 現在は、自ら設置する電気通信回線設備の有無等によって、それぞれ異なる推奨基準を設けているため、音声伝送携帯電話番号の指定を受けるMVNOとMNOとの間で原則として同等の推奨基準が示されるように、安全・信頼性基準の規定項目を改正。

**1.設備等基準** … 情報通信ネットワークを構成する設備及び情報通信ネットワークを構成する設備を設置する環境の基準(65項目171対策)

**第1. 設備基準**  
47項目121対策

1.一般基準(15項目67対策)

2.屋外設備(17項目22対策)

3.屋内設備(8項目13対策)

4.電源設備(7項目19対策)

**第2. 環境基準**  
18項目50対策

1.センターの建築(4項目13対策)

2.通信機器室等(6項目22対策)

3.空気調和設備(8項目15対策)

**2.管理基準** … 情報通信ネットワークの設計、施工、維持及び運用の管理の基準(43項目178対策)

**第1. 方針**  
9項目9対策

1.全体的・部門横断的な設備管理(3項目3対策)

2.関係法令等の遵守(1項目1対策)

3.設備の設計・管理(2項目2対策)

4.情報セキュリティ管理(3項目3対策)

**第2. 体制**  
18項目46対策

1.情報通信ネットワークの管理体制(2項目8対策)

2.各段階における体制(16項目38対策)

**第3. 方法**  
16項目123対策

1.平常時の取組(13項目100対策)

2.事故発生時の取組(2項目17対策)

3.事故収束後の取組(1項目6対策)

**該当項目**

- (1)ソフトウェアの信頼性
- (2)他者設備の技術基準
- (3)通信の途絶防止対策
- (4)現状を調査・分析する作業の手順化
- (5)維持・運用



**差分のある箇所**  
(伝送路設備に係る項目を除く。)  
について規定項目を改正。

	令和4年		令和5年		
	11月	12月	1月	2月	3月
改正に係るスケジュール(想定)	<p>■ 情報通信行政・郵政行政審議会(電気通信事業部会)</p>				
	<p>11/25(金) 諮問</p>		<p>1/17(火)</p>	<p>1/20(金) 答申</p>	
	<p>パブコメ 11/26(土)~12/26(月)(31日間)</p>		<p>電気通信番号委員会</p>	<p>速やかに制定(年度内)</p>	